

## ■ 税制面の支援

(平成31年3月現在)

項目	対象事業要件	支援内容												
1. 設備投資減税 ※特別償却または税額控除のいずれか選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域計画に定められた実施法人であること</li> <li>下表第1号(口の(3)及び(4)を除く)、第2号(特定中核事業)に該当する事業であり、次のいずれかの特定事業に該当すること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①規制の特例措置の適用を受けるもの</li> <li>②必要な資金の貸付について、政府による利子補給を受ける指定金融機関から利子補給契約に係る貸付を受けて行われるもの</li> </ul> </li> <li>取得機器の価格条件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>機械・装置…1台あたり2,000万円以上</li> <li>開発研究用器具・備品…1台あたり1,000万円以上</li> <li>建物・附属設備・構築物…合計額が1億円以上</li> </ul> </li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除(※1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>50% (45%)</td> <td>15% (14%)</td> </tr> <tr> <td>開発研究用器具・備品</td> <td>50% (45%)</td> <td>15% (14%)</td> </tr> <tr> <td>建物・附属設備・構築物</td> <td>25% (23%)</td> <td>8% (7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 当期の法人税額の20%を上限 ※2 平成31年4月1日以降に大臣認定を受けた計画については、カッコ内の税率を適用</p>	対象設備	特別償却	税額控除(※1)	機械・装置	50% (45%)	15% (14%)	開発研究用器具・備品	50% (45%)	15% (14%)	建物・附属設備・構築物	25% (23%)	8% (7%)
対象設備	特別償却	税額控除(※1)												
機械・装置	50% (45%)	15% (14%)												
開発研究用器具・備品	50% (45%)	15% (14%)												
建物・附属設備・構築物	25% (23%)	8% (7%)												
2. 研究開発税制の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域計画に定められた実施法人であること</li> <li>1. の即時償却の適用を受ける下表第2号(特定中核事業)に該当する事業であり、次のいずれかの特定事業に該当すること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①規制の特例措置の適用を受けるもの</li> <li>②必要な資金の貸付について、政府による利子補給を受ける指定金融機関から利子補給契約に係る貸付を受けて行われるもの</li> </ul> </li> <li>取得機器の価格条件                             <ul style="list-style-type: none"> <li>機械・装置…1基あたり4,000万円以上、</li> <li>開発研究用器具・備品…1台あたり2,000万円以上</li> </ul> </li> </ul>	1. の即時償却の適用を受ける開発研究用資産について、設備投資減税に上乗せして、減価償却の20%を税額控除												
3. 課税標準の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域計画に定められた実施法人であること</li> <li>下表第2号(特定中核事業)のうち医療分野における一定の研究開発に関する事業</li> </ul>	研究開発の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする。												
4. 所得控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域計画に定められた実施法人であること</li> <li>規制緩和を活用した事業のうち一定の要件を満たす事業※</li> <li>※下表第1号のうちイ(5)(8)、ロ(1)(5)(7)、第2号は除く、加えてIoT分野も該当する</li> </ul>	創業後5年未満の法人税について、所得の金額の20%を所得控除												
5. 民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域計画に定められた実施法人であること</li> <li>土地面積が500㎡以上で、一定の要件を満たす事業</li> </ul>	一定の民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減(長期譲渡所得2,000万円以下の部分について税率を軽減(所得税:15%→10%、個人住民税:5%→4%)等)												
6. 特区版エンジェル税制の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定区域計画に定められた実施法人であること</li> <li>指定金融機関から貸付を受けており、下表第1号イ((1)~(3))(5)に限る)、ハ、第2号に該当する事業を実施する中小企業※</li> <li>※設立後5年未満のベンチャー企業、売上高営業利益2%以下等</li> </ul>	個人投資家が、認定された特定事業を実施する株式会社に対して出資した場合、個人投資家の年分の総所得金額から取得に要した金額(1千万円程度)と、総所得金額の年40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額を控除												

## ■ 金融面の支援

項目	支援対象事業	支援内容
利子補給金の支給	下表に該当する事業であって指定金融機関から資金の貸し付けを受けて行う事業	中小企業等の先駆的な事業に必要な資金の貸し付けに対し、利子補給金を支給(支給期間5年間、利子補給率0.7%以内)

## ■ 上記税制・金融支援の対象となる事業

区分	分野	事業内容
第1号	イ. 医療	(1) 高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造(施設・設備の整備・運営を含む)
		(2) 高度再生医療の研究開発・製造(施設・設備の整備・運営を含む)
		(3) 医療・介護用ロボットの研究開発・製造(施設・設備の整備・運営を含む)
		(4) 高度医療に係る治験・臨床研究(施設・設備の整備・運営を含む)
		(5) 医療情報システムの研究開発(施設・設備の整備・運営を含む)
		(6) 高度医療施設等の整備・運営
		(7) 高度医療施設等に近接した宿泊施設の整備・運営
		(8) 高度医療施設等への外国人患者の受入れに必要な渡航手続代行・通訳案内等
	ロ. 国際ビジネス	(1) 複数の多国籍企業が行う事業を統括する事業
		(2) 国際会議等の参加者が利用する集会施設・宿泊施設・文化施設等の整備・運営等
		(3) 国際会議等への外国人の参加に必要な渡航代行手続・通訳案内等
		(4) 外国会社勤務者等の子女を対象とした外国語による教育
		(5) インターナショナルスクール等の整備
		(6) 外国語による医療の提供
ハ. 農業	(7) 新たに事業を行う外国会社等への施設・設備提供、経営管理支援	
	(8) 外国会社・その従業員等を対象とした、ビジネス・日常生活に関する外国語による情報提供等	
	(9) 外国人の中長期滞在に適した施設を使用させる事業等	
	付加価値の高い農林水産物・加工食品の研究開発等(施設・設備の整備・運営を含む)	
	イ 先端的で国際競争力の高い医薬品の研究開発・製造	
第2号(特定中核事業)	医療	ロ 先端的な再生医療の研究
	ハ 再生医療等に係る医療機器の先端的な研究開発	
	農業	ニ 革新的な情報サービスを活用した農業の生産性の向上に係る研究開発